船橋市監査委員告示第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３８第６項の規定に基づき、包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和８年１１月６日

船橋市監査委員　栗林紀子
同　齋藤弘之
同　浦田秀夫
同　日色健人

令和7年度

市長からの通知年月日　令和８年１０月１９日

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
1	下水道総務課	74	指摘	下水道総務課は、地方公営企業法第40条の2及び設置等条例第9条に基づく業務状況説明書類を適切に作成し、公表しなければならない。	法及び条例に沿った運用となるよう、令和7年上半期分の報告から適切に作成･公表を行っている。	左記のとおり措置済み。
2	下水道総務課	76	指摘	下水道総務課は、津田沼処理区の不明水処理費を正確に計算し、基準内繰出である他会計負担金を算定しなければならない。 また、不明水処理費の算定シートについては、計算ロジックの検証だけでなく、算定結果の妥当性について最終的な検討を行う仕組みを構築して頂きたい。	令和7年度決算分より、習志野市から津田沼浄化センターの資料提供を受け、適切に数値を計上している。 また、前年度比較により算定結果の妥当性についても確認することとした。	左記のとおり措置済み。
3	下水道総務課	78	意見	下水道の使用開始に係る一連の手続について、手続の遅延が生じないように効率的な対策を施し、事務の有効性を高めることが望まれる。具体的には以下の方法が有効であると考える。 期日管理 現在、使用開始届が提出されてから、下水道の使用開始までの手続について明確な期限は定められていない。また、下水道使用者にとっても、実際に下水道を使用することは可能となっていることから、手続の遅延についてクレームとなることは生じない。しかし、各手続について、使用開始届日から何日以内に流入確認を実施、確認後何日以内にシステムに登録、というような具体的な期日を設定し、それぞれの手続の進捗を定期的にモニタリングするようにすれば、遅れている手続が明確になり、優先的な対応が可能になるものと考える。 担当者の増員 現在、流入確認については下水道総務課排水設備係の土木職4名と会計年度任用職員2名が担当しており、通常は、休日を除く毎日、職員1名と会計年度任用職員1名の2人体制で流入確認を行い、業務多忙時は、職員2名の体制を加えた2つのグループで流入確認をしている。しかし、使用者と日程を調整したうえで実施することから、常に速やかに流入確認ができるわけではなく、これが下水道使用登録手続におけるボトルネックとなってしまい、事務が遅延している。兼務でも良いので流入確認ができる担当者を増員し、使用開始届の提出が重なり繁忙となった際には増員によって流入確認が優先的･効率的に実施できるような体制を構築することが有効であると考える。 下水道の使用料は、前述のとおり、水道料金システムに登録されない限り賦課されない。一方で水道料金システムに登録するまでには、下水道総務課使用料係だけではなく、係をまたいで複数の手続や処理が必要となる。それぞれの係で十分連携を図り、手続の早期化と事務の円滑化を図ることが必要であると考える。	流入確認については、工事完了届が提出され次第、速やかに検査日程の調整を行っていることに加え、業務多忙時には、検査体制を2班体制とするなど、増員対応も行っており、従前より適切に対応を行っている。	左記のとおり措置済み。
4	下水道総務課	81	意見	船橋市下水道条例施行規則第33条第1項に規定する下水道使用料減免申請書（様式11号）は、必要な項目が漏れなく記載されているか、チェックが必要な項目について漏れが生じていないかどうかを十分確認したうえで受理して頂きたい。	チェックが必要な項目について漏れが生じないよう、複数の担当者で確認したうえで受理している。	左記のとおり措置済み。
5	下水道総務課	81	意見	様式で記載を定めた項目については、全て記入し空欄のまま取り扱われることが無いようにすべきであると考える。 もし、申請時に記載ができない場合は、配布する下水道使用料減免申請書に予め「記載不要」等の印字をするなどの対応を検討して頂きたい。	記入欄については申請理由により記入が必要な箇所と不要な箇所があり、必ず全ての欄を記入する必要はないと考えている。	左記のとおり措置済み。
6	下水道総務課	83	意見	今後も下水道法施行規則第16条による様式第十四を継続して使用するのであれば、不要な誤解や混乱を生じさせないために船橋市下水道条例施行規則における様式を実態に合った様式に改定すべきであると考える。	上位法令に規定された様式を使用していることに加え、市のみが使用する様式であるため、市民に誤解や混乱を生じされる恐れはないと考えている。	左記のとおり措置済み。
7	下水道総務課	86	指摘	使用開始届（船橋市下水道条例第11条及び船橋市下水道条例施行規則第27条による下水道使用開始届）未提出者については、船橋市下水道条例第29条第3号に基づき、5万円以下の過料を科さなければならない。この過料については特段の考慮事項が規定化されていないため、未提出者本人に帰責性がないと考えられる場合でも、条例上、一律過料を科さねばならない定めとなっている。 なお、実務においては、未提出者本人に帰責性がなく過料を科すことが望ましくない場合も想定されることから、一律に過料を科すという規定の下でこのような場合をどのように考えるべきかという点につき、今後検討を行っていただきたい。	使用開始届は、使用者本人が使用開始届を作成後、排水設備指定工事店が工事完了届と一緒に、使用開始届を本人に代わり市に提出する取り扱いとなっており、届出が適切に行われないケースは工事店の無届工事や届出懈怠が原因であり、使用者本人に帰責性がないと考えられる。 このため、使用者本人に一律に過料を科すことは考えていないが、使用開始届が未提出とならないよう、届出の提出手続きを行う工事店に対しての周知･指導及び違反した工事店に対する処分を強化する。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
8	下水道総務課	86	意見	公共下水道を使用しているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない者、いわゆる未賦課者に対しては、過去に遡ることなく、船橋市下水道条例第13条に従って公共下水道の使用が確認された時点から使用料を賦課する実務となっている。このような実務となっている理由について下水道総務課に質問したところ、「未賦課者がいつからどの程度、公共下水道を使用しているかを確認する事はできないため、第13条の定めに従い使用が確認された時点から賦課を行っている」という回答を得た。確かに使用開始届を提出していない未賦課者について、いつから使用を開始し、これまでにどれだけの汚水を排水したかを調査する事はほぼ不可能であることから、下水道総務課の回答は理解でき、賦課に対する現状の実務はやむを得ないと考える。しかし一方で、少なくとも公共下水道使用者に使用料賦課者と未賦課者の両方が存在するという事実は明白であり、公共下水道使用者間の公平性に著しく反する状態が存在していると言わざるを得ない。しかも、本調査（令和5年度に実施した下水道の使用実態調査）に限定したレベルで全体の5.4％が未賦課者である事が判明しており、調査結果が不明な者も11.6％に達していることから、市における使用者全体では相当数の未賦課者が存在するという推測を禁じ得ない。 下水道使用実態調査は、未賦課者を発見する手段として一定の結果が認められ、使用者間の公平性を図るための有効な手段であることから、今後、計画的に実施することは難しいとしても可能な限り積極的に実施し、下水道事業の根幹である下水道使用料の適切な賦課と徴収をして頂きたい。 なお、未賦課者については、未賦課となった原因分析を十分に行い、本調査のようにいわゆる「発見的統制」による改善だけに依拠するのではなく、そもそも未賦課者が生じないための「予防的統制」となる仕組みを考え、実行して頂きたい。言うまでもないが、未賦課者を発見するには膨大な時間とコストを要するだけでなく、過去の使用料を遡及徴収できないという事業経営上の問題と使用者間の不公平を生んでしまう。このような状態にならないために、未賦課者を生じさせない仕組みである「予防的統制」を徹底して頂きたい。 また、調査結果が不明である者については、再調査時期が明確となっていない。再調査の結果、未賦課者である事が判明する場合も想定されるので、早急に再調査を実施して頂きたい。	下水道使用実態調査は対象範囲などを検討したうえで毎年実施しており、今後も継続して実施していく。 未賦課となる主な要因は、工事店の無届工事であることから、これを防止するために、工事店に対して周知・指導を強化していく。	左記のとおり措置済み。
9	下水道総務課	92	指摘	No.1については、令和2年11月19日に交付した警告書の違反点数が指定等取消し取扱い基準（船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱に係る指定の取消し等の取扱い基準について）に違反している。同基準の適用は無く、違反点数は最大で120点となった可能性があることから、再度、違反点数を計算して処分内容の適否を再確認しなければならない。また今後は、指定工事店事務取扱要綱（船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱）に則り、違反点数を適切に計算し処分内容を決定しなければならない。	当基準は令和5年度に廃止済であることから、現在は「船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱」に従い、適切に計算を行っている。	左記のとおり措置済み。
10	下水道総務課	92	指摘	No.1について、令和3年3月16日に交付した船橋市排水設備指定工事店指定停止通知書は違反点数が不明であるため、6か月の指定の停止という処分の妥当性が客観的に確認できない。指定工事店事務取扱要綱（船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱）の様式1が違反点数を記載する様式になっていないため、通知書に違反点数を記載していない点は規定に違反するものではないが、注意書、警告書には違反点数を記載するにも拘らず、指定停止等を決定する通知書に違反点数を記載しないのは不合理である。様式1の記載を変更し、違反点数の記載を必須とすべきである。 また、No2.について述べたとおり、指定等取消し取扱い基準（船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱に係る指定の取消し等の取扱い基準について）に違反対象工事件数の上限設定等が無いのは、違反対象工事数が多い指定工事店ほど違反点数において有利になるという不合理が生じる結果をもたらしている。 たとえ指定以降初めて違反した指定工事店に限る特別な取り扱いであるとしても、その取扱いには限度というものがあり、何件以上の違反が認められた場合は同基準を適用しないという定めを設けなければならない。	様式1に違反点数の記載がないのは、同要綱第7条第6項に基づき、事前に意見陳述の手続きを行うことから、工事店が事前に自身の違反点数を確認する機会があることによるものであり、点数の記載を行うことは考えていない。 同基準は令和5年度に廃止済であることから、現在は「船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱」に従い、適切に計算を行っている。	左記のとおり措置済み。
11	下水道総務課	93	意見	指定等取消し取扱い基準（船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱に係る指定の取消し等の取扱い基準について）は指定以降初めて違反した指定工事店に限定して適用する基準である。過去に違反した経歴のある指定工事店については適用されない。従って、指定工事店間において指定等取消しの取扱いが異なっており、公平性が保たれていない。このような状態を是とするには、特別の取扱いを必要とする合理的な理由が必要である。 市は指定等取消し取扱い基準を定めた理由として、「市の指導機会」、「指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れ」が挙げられているが、これらは違反点数の特例を設ける理由としては適切ではないと考える。「市の指導機会」は、違反してから指導することを前提としているが、本来は指定工事店に対する日常の指導を充実して違反を防止することが大事であり、これを理由として違反点数の特例を設け公平性の例外を設ける事は適切ではない。同じく、「指定工事店の営業活動及び存続に影響を及ぼす恐れ」も、市が特定の指定工事店の経営に配慮する必然性は無く、むしろ違反点数の取扱いを通じた経営支援との疑念を持たれる恐れもあり、公平性の例外を許容する根拠とはなりえないと考える。 指定等取消し取扱い基準は既に廃止されており、令和6年度以降、この基準を適用する事例は無いが、この基準が制定当時において公平性の観点から十分に検討されたものであったかという点を再確認して頂きたい。また、指定工事店の違反点数につき、このような例外規定を定める事自体が公平性の観点から問題であり、今後、このような例外規定を定める事は禁止すべきであると考える。	当基準は令和5年度に廃止済であり、今後同様の事象は発生することはない。	左記のとおり措置済み。
12	下水道総務課	95	意見	本件のみならず違反対象となった工事については、改修工事を速やかに実施し違反状態を改善する必要がある。単に違反状態を認識しただけでその改善が図られないようでは、下水道事業の適切な運営に支障が生じる可能性もある。 現在は、違反対象となった工事について、違反した指定工事店への改善指導と改善状況確認は規定等により義務化されていないが、下水道事業の適切な運営のために、改善指導や改善状況確認について市としての対応方針を定めそれを規定化するよう、要望する。	宅地内分流や誤接続などの場合、確認申請時に指摘を行い、是正させている。また、完了時において是正が必要となった場合にも、改善指示を行い、是正させている。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
13	下水道総務課	97	指摘	令和6年度に実施した水洗化指導業務委託契約で確認された、浄化槽未廃止家屋869件は、船橋市下水道条例第10条の2本文に反している。この事実のみをもって違反とするか、それとも同条ただし書きに該当し違反としないかという判断を、浄化槽未廃止家屋所有者に代わって市が積極的に行う事を同条は求めていないが、本業務により判明した事実に対し、同条ただし書きに該当するか否かを市が判断しないのであれば、同条本文の定めは形骸化してしまい、公共下水道の普及及び下水道事業との経営にも少なからぬ影響を及ぼす可能性がある。従って、市はこの浄化槽未廃止家屋につき、同条ただし書きに該当するか否かの判断を行わなければならない。	下水道条例第10条の2ただし書きについては、該当判断を行った場合、当該家屋が下水道に未接続で良いとの承認を与えることになるため、該当判断は慎重に行うべきと考えており、公平性や事業の経営面から望ましくないことから、現時点においてはただし書への該当判断を行うことは考えていない。 未接続解消のため、未接続家屋に対しては、速やかに下水道への接続を行うよう、水洗化指導の取組を強化する。	左記のとおり措置済み。
14	下水道総務課	98	意見	令和6年度に実施した水洗化指導業務委託契約の成果品の結果にある不明120件の再調査は予算上の制約があるものの、速やかに実施して明確な結果を出して頂きたい。また、一定数の再調査は必ず発生するという前提で、実施翌年度の再調査予算を確保するようにしていただきたい。	水洗化指導については、対象範囲などを検討したうえで毎年実施していることから、当年度調査において不明となった家屋の再調査については、翌年度において、調査対象に含める方針に改めた。	左記のとおり措置済み。
15	下水道総務課	98	意見	浄化槽未廃止家屋所有者に対する船橋市下水道条例第10条の2の判断が行われていない状態は、同条を遵守している者や、市の指導に従って汚水を公共下水道に直接放流した者と浄化槽未廃止家屋所有者との間に、不公平な取扱いをもたらしてしまっている。 このような状態を解消するために、上記に示した合規性（不当行為）の問題を早急に改善して頂きたい。また、同条に違反すると判断された者に対しては、汚水を公共下水道に直接放流できるよう指導を継続して頂きたい。	水洗化指導については、対象範囲などを検討したうえで毎年実施しており、今後も継続して実施していく。	左記のとおり措置済み。
16	下水道総務課	100	意見	地下（井戸）水を家庭用又は営業用に使用し、公共下水道へ汚水を排出していながら下水道使用料が未賦課となっている者が一定数存在する状況は、公共下水道使用者間の公平性に反している状態であり、速やかに改善されなければならない。また、下水道事業の経営の観点から見ても、下水道使用料を徴収すべき者から使用料を徴収できていない状況は有効な経営が行われていない事を意味することから、速やかに改善されなければならない。 このような状況を改善するためには、言うまでもなく速やかに未賦課者を特定して下水道使用料を徴収する事が最も重要な対策となるが、実態調査により未賦課者を特定するといった発見的統制とは別に、未賦課者が生じてしまう根本的な原因を究明し、未賦課者が出ない仕組みを考案して予防的統制を早急に構築して頂きたい。	転居等で空き家（室）となった家（室）のポストに汚水排除量認定申請書を案内と共に投函し、次に入居した使用者に提出を促している。また、市ホームページや広報ふなばしでの手続周知やスマート申請による手続を導入するなど、予防的統制に努めている。	左記のとおり措置済み。
17	下水道総務課	103	指摘	受益者負担条例施行規則（船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則）第8条第1項第3号様式による申請書は、「猶予の期間」及び「負担金決定額」が適切に記載されたものを受け付けなければならない。	申請書受理の際、記載漏れが生じていないかどうかを複数の担当者で漏れがないよう確認したうえで受理している。 なお、記入欄については申請区分により記入が必要な箇所と不要な箇所があり、必ず全ての欄を記入する必要はないと考えている。	左記のとおり措置済み。
18	下水道総務課	104	指摘	下水道総務課は、水洗便所化改造工事資金貸付事務にあたり、貸付決定者が工事資金貸付規則（船橋市水洗便所化改造工事資金貸付規則）第8条第1項に準拠しているかどうかを確認する内部統制を構築するとともに、準拠していない貸付決定者に対して第3号様式（第9条の水洗便所化改造工事資金貸付金額決定通知書）を通知する場合は、同条同項ただし書きを適用することとなるためその具体的な判断理由を決裁伺書に記載して承認されなければならない。	貸付決定時に、工事店に速やかな工事着手を促すとともに、貸付決定から一定期間経過した場合に状況確認を行い、期限内の完了を促進することで、規定違反とならないよう対応する。	左記のとおり措置済み。
19	下水道総務課	106	意見	千葉県営水道の水道料金システムへのアクセス管理を強化することが望まれる。具体的には以下の項目への対応が有効と考える。 <u>アクセス権限の見直し</u> 情報セキュリティの観点から、アクセス権限の付与対象を見直すことが望まれる。 少しでも関与する担当者に全ての権限を付与するのではなく、債権管理課等限定された情報を入手するだけであるならば、必要な情報のみを所管課から提供するだけで対応可能と考えられる。 特に権限を付与しているにもかかわらず、長期間アクセスしていない担当者については、権限を外すことも必要である。 <u>閲覧権限のみの付与</u> 入力は必要ないものの、閲覧を頻繁に行う必要となる可能性はある。そのような場合においては、閲覧権限のみ設定できるようシステムを改修することも有用である。 水道料金システムは、千葉県が開発したシステムのため閲覧のみの権限設定ができない前提となっており、過去に千葉県側に対し、設定変更の可否の確認は行っていない。しかし、閲覧権限の設定は一般的なシステムでは標準的な設定であり、それほど大掛かりなシステム変更が必要となるとは考えにくい。システム改修するコストとそれに対応するリスク低減効果を十分に検討した上で、閲覧権限のみの設定を検討して頂きたい。 <u>定期的なログのチェック</u> 仮にシステム上で閲覧権限の設定ができない場合には、本来入力業務を担当しない者による誤ったデータの修正や消去が行われていないかを確認するために、モニタリングとして定期的なログのチェック行う必要がある。このモニタリングを定期的に行っていることにより、それらがあった場合に発見が可能であり、また不正なアクセスに対しても発見されるという牽制にもなる。 現在、年1回情報セキュリティチェックリスト（県で制定した「水道料金システム等情報セキュリティ監査実施規約」）に基づく監査が行われている。現在のヒアリングを中心にした監査手法は、あくまでもその時点における評価であり、回答する担当者の情報セキュリティに関する知識によりモニタリングとしての効果は大幅に左右される。特に不正なアクセスや意図せずにデータを修正してしまった場合にも、この監査手法では発見することがほぼ不可能であると考える。 少なくとも監査においては、ログを入手し、不正なアクセスやデータ修正の兆候がないかどうか分析するといったモニタリングを行う必要がある。	水道料金システムは県所管のシステムであり、県は「千葉県情報セキュリティ対策基準」を基に一括してセキュリティを管理しており、市独自での権限設定等は行うことができない。 定期的なログのチェックについても同基準により実施されており、市独自で実施することは考えていない。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
20	下水道総務課	109	指摘	公営企業会計システムに関する自己点検の担当課は規定等により明確となっていないが、財務会計システムの情報セキュリティ実施手順書（改定版）別表1において、下水道総務課長を公営企業会計の情報システム管理者としている以上、一般会計と明確に分けて、下水道総務課が主体となって実施されなければならない。 チェックリストに基づく情報セキュリティの自己点検は、単なる現状把握だけでなく、情報セキュリティに対する意識の向上を図るためにも有効な手段となる。そのためにも、公営企業会計システムの自己点検は必ず下水道総務課が主体となって実施して頂きたい。	関係課と協議を行い、令和8年度分より、財務会計システムの自己点検において、公営企業会計に関して下水道総務課で点検が実施できる範囲において自己点検を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
21	下水道総務課	111	意見	決算整理においてEUC（エンドユーザーコンピューティング）により作成する基礎資料は、財務諸表作成において重要な資料となるため、決算整理担当者のみが閲覧できるよう保管することが望ましい。 そのために、データへのアクセスを制限する環境を設定し、更にデータにパスワードを設定して入力や修正が容易にはできない状態にして管理して頂きたい。	決算データについてはファイルにパスワードを設定することとした。	左記のとおり措置済み。
22	下水道総務課	112	意見	本調査点検業務（印旛処理区宅地内排水設備等調査点検業務、旧コミュニティプラント処理区域宅地内排水設備等調査点検業務）は、対象地区内の現地を訪問して誤接の有無を調査し報告するものである。業務の性質上、所有者が不在である場合や空家等のために調査ができない場合も想定されることから、そのような場合に調査をどのように行うか、またどのように取り扱い報告するか、という点を明確にしなければ、成果物の検査が適切に実施できない可能性がある。 従って、本業務のより適切な遂行と検査が可能となるように、業務委託仕様書において、「不明」の取扱いや目視確認による判定の可否等について明確な定めを設け、受注者と認識を共有して頂きたい。	令和8年度より、委託業務の仕様書において、目視確認や不明の取扱いについて明確化するよう改善した。	左記のとおり措置済み。
23	下水道総務課	113	指摘	誤接続先のリストは、過年度分の結果も含めて全ての誤接続先を掲載し、その進捗管理を適切に行わなければならない。	誤接続先のリストを整理し、同リストにより、進捗管理を適切に行う体制に改善した。	左記のとおり措置済み。
24	下水道総務課	114	意見	調査点検業務の本来の目的は不明水を減らすことである。従って、過年度の調査で発見された誤接続先は、法令、条例、規則等に特段の定めが無いとしても、その目的を達成するために必ず改善状況を確認し、早急に誤接続先が改修を行うよう指導して頂きたい。	誤接続先のリストを整理し、同リストにより、進捗管理を適切に行う体制に改善した。	左記のとおり措置済み。
25	下水道総務課	115	意見	本調査（公共下水道管路不明水調査委託業務（実施地区：船橋市大穴北地区））は不明水調査のために実施されたものであり、誤接続であった場合や結果が不明である場合でも、それが即ち下水道使用料の未賦課に該当する訳ではないが、不明水対策としては早急にその改善や解明が求められる。予算上の制約により誤接続調査が適時に実施できない状態は避けるべきであり、必ず一定の誤接続調査が必要となる事を前提として次年度予算を組み、調査の本来の目的である不明水削減を図っていただきたい。 また、不在や設置拒否により調査できない場合の取扱いについて明確な方針を決めて適切に対応して頂きたい。	誤接続調査については、対象範囲などを検討したうえで、追加調査も含め毎年実施しており、今後も継続して実施していく。	左記のとおり措置済み。
26	下水道総務課	117	意見	不明水対策は、下水道事業を適切に運営していくうえで重要な課題となっている。無計画で場当たり的な対策を講じても、その効果が可視化できる訳ではないので、川越市のような基礎データに基づいた対策の実施と効果測定ができる体制を構築して頂きたい。 また、下呂市のように不明水の原因になり得る汚水桝の破損の報告を広く市民に呼びかけ、速やかな破損の修繕が実施できるような工夫をして頂きたい。ホームページの他にも広報等、市民への周知方法は複数あるので、それらを活用した周知も進めて頂きたい。	不明水対策については、費用対効果の観点から優先順位をつけ、範囲を検討したうえで行っており、現行では印旛処理区に対して対策を実施している。今後も対象範囲などを精査したうえで、対応を行う。 また、汚水桝の破損については、従前より市ホームページに掲載し、市民に呼びかけている。	左記のとおり措置済み。
27	下水道総務課	121	指摘	徴収一元化により千葉県が管理している下水道使用料債権について、船橋市債権管理条例第8条に該当する債権は、市の有する市税、強制徴収公債権と同様に滞納処分、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行わなければならない。	上下水道徴収一元化後においては、一元化前と比べ、収納率も上昇しており、市で滞納処分等を行う場合より確実に効果があがっていることから、指摘にあるような市で滞納処分等を行うことは考えていない。 なお、県での給水停止措置等でも効果が出ない案件については、令和7年度から徴収事務委託協定書第7条2項による移管申出を行い、市で滞納処分を行う体制を取れるようにしている。	左記のとおり措置済み。
28	下水道総務課	121	意見	従来から、市はこの滞納処分（船橋市債権管理条例第8条に基づく滞納処分）等に代え千葉県による上水道の給水停止措置による滞納債権の徴収に依拠してきたが、市側に債権管理権限がないため、この方法が第8条による事務に合致しているかどうかを自ら検証できていないと考えられる。 今後、千葉県と締結した公共下水道の使用料等の徴収等の事務の委託に関する協定書（以下「徴収事務委託協定書」という。）第7条第2項による移管はもちろんのこと、第1項及び第3項に基づき移管される債権が発生した場合には、その債権の内容を分析することによって徴収事務委託協定書第7条に係る下水道使用料の債権管理及び移管実務の問題点が明確になると考える。その問題点を千葉県とともに確認し、債権管理に関する市の条例や規則等に準拠した事務を行うとともに、移管の条件に係る不明確な表現についてより明確なルールを定めて事務を行っていただきたい。 また水道料金システムには、督促後、納期限未納者を抽出する機能が無く、滞納処分すべき債務者を市側で把握する事ができない状況について、市の債権管理の観点から問題がないか改めて検討して頂きたい。	県との協定「公共下水道の使用料等の徴収等の事務の委託に関する協定書」は県と協議のうえ締結しており、適切と考えていることから変更は考えていない。 また、水道料金システムには、督促後納期限未納者を抽出する機能は無いが、督促発送者や滞納状況等の情報は把握しており、債権管理について問題はないと考えている。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
29	下水道総務課	124	指摘	水洗便所化改造工事資金貸付金の滞納債権については、船橋市債権管理条例第9条第1号の定めに従って、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない時には、必ず保証人に履行の請求を行わなければならない。	年3回行う催告書送付のうち1回について、連帯保証人に送付する催告書には保証債務履行請求書を同封する取扱いに改善した。	左記のとおり措置済み。
30	下水道総務課	124	意見	この事務（保証人への履行請求）を正確に実施するために、督促後、相当の期間を経過した滞納債権を正確に管理する仕組みを構築する必要があると考える。	年3回行う催告書送付のうち1回について、連帯保証人に送付する催告書には保証債務履行請求書を同封する取扱いに改善した。	左記のとおり措置済み。
31	債権管理課	127	意見	所管課から債権管理課へ移管すべき債権が正確かつ適時に移管されるために、一元化事務取扱要領（船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領）第2条第1項第4号の「再三の催告」、「連絡が一切ない」、第5号の「納付の意思がないと認められる」について具体的な基準を定めて遵守していくべきであると考える。 また、第2条第3項については、債権管理課が移管の要否を決定できるものの、所管課にて財産調査等が実施できない点を勘案すると、少なくとも滞納処分を行う必要がある債権は速やかに移管し、船橋市債権管理条例第8条第1項の滞納処分及び第2項の徴収猶予等の事務を執行すべきであると考える。	債権の移管については、船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領第2条第1項各号の基準のほか、当該案件が滞納処分による回収が可能であるか、他債権の移管状況等を鑑み対応可能な件数かなど、様々な状況を総合的に勘案し決定を行っていることから、より具体的な基準等について定めることまでは必要ないと考えている。	左記のとおり措置済み。
32	契約課	130	意見	公共工事や物品調達における最低制限価格は、不当に低い価格による受注（いわゆるダンピング）を防ぎ、品質や安全を確保するために設けられる制度である。 最低制限価格は地方自治法施行令等において設定が義務付けられてはいないが、極端に低い価格で契約をすると、特に公共工事では手抜き工事や工事途中での履行不能につながるリスクが高まるため、地方公共団体や国の契約で広く導入されている。 次に、最低制限価格を設定した場合の公表時期については、法令による定めはなく、入札または契約前（事前）に公表する場合、入札又は契約後（事後）に公表する場合がともにある。 事前に公表する場合、透明性が高まり入札参加者が入札戦略を立てやすくなる一方、最低制限価格近傍の応札が多くなり、競争性が低下しやすいといえる。 他方で事後に公表する場合、入札参加者に最低制限価格を予想させることで、一般的には競争性が維持しやすくなり、多くの地方公共団体や国の入札において採用されている。ただし、最低制限価格を事後に公表する場合であっても、最低制限価格の算定方法が予め公表されているため、仕様書等から最低制限価格を推定計算することが可能な場合もある。 市においては、最低制限価格を事前に公表した入札及び事後に公表した場合の双方において、最低制限価格での入札が多数者となり、くじ引きにより落札者を決めるケースが多くみられている。中には10者以上が最低制限価格またはその極めて近傍の価格で応札をしていたものもあり、かかる入札において落札できるかどうかは、精緻かつ経済的な見積もりをするといった企業努力というよりも、いわば運任せというべき状況であったといえる。 市においては、上記のとおり建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託）以外の契約においては、最低制限価格を事前に公表しているところ、公表時期によるメリット及びデメリット、入札結果の傾向等を考慮の上、最低制限価格の公表時期にかかる諸規定を再検討することを要望する。 なお、最低制限価格に入札が集中しているような案件は、本来であればより安価で経済性の高い契約が可能であったことも考えられるため、最低制限価格を設定するのではなく、低入札価格調査制度の適用対象とすることも考えられる。ここで、低入札価格調査制度とは、請負契約において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするものである（地方自治法施行令第167条の10第1項）。 また、入札価格のみでなく技術提案（工事の質や内容など）も評価対象にする入札方式である、総合評価型方式（同法第167条の10の2）を採用することにより、価格及び品質が総合的に最も優れた内容の提案した者との間で契約をすることも考えられる。	入札方法については、契約案件の内容、種類等に応じて決めていくものと考えていることから、現行の方法を継続しつつ、必要に応じて県や近隣市の状況も研究していく。	左記のとおり措置済み。
33	下水道総務課	135	指摘	重油、薬品類、凝集剤などの貯蔵品は、地方公営企業法施行規則第11条の定めに従い、継続記録法により記録し、先入先出法等によって管理し、期末日における実地棚卸及び時価と帳簿価額との比較を行わなければならない。	地方公営企業法施行規則第11条等に規定するたな卸資産は、同規則第5条第4項第5号のたな卸資産計上するものについて規定しているものであり、本会計では、重油や薬剤など常に一定量を保管しているが、期末の保有量は翌年度の数カ月のうちには全て使用する、すなわち短期間で消費されるものであり、毎回継続的に使用した分を補給する量を購入しており、購入した年度に費用化を行うことは期間損益計算に影響を与えるものではなく、資産総額に対する金額的側面からも重要性の乏しいものと判断するため、本規定は適用外と判断している。なお、引き続き数量管理は行っていく。	左記のとおり措置済み。
34	下水道総務課	139	指摘	下水処理場及びポンプ場の敷地内にある樹木等は、現物がある限り、船橋市下水道事業財務規則に基づき、固定資産台帳に登録する必要がある。 現在の固定資産台帳には、下水処理場の植樹工事等が構築物として登録されているが、この内容を分析したうえで、下水道総務課の回答のとおり樹木等が台帳登録されていない事が判明した場合は、速やかに台帳登録を行わなければならない。	樹木については、場内整備工事として構築物にて固定資産台帳に計上されていることを確認した。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
35	下水道総務課	139	意見	金額が少額であるという理由で会計上の判断を行う際には、判断の適時性、妥当性が客観的に確認できるようにするために、口頭による説明だけではなく、判断当時の根拠資料と判断結果を正確に記録して保存して頂きたい。	資産登録についての判断根拠資料を記録として保存することとしている。	左記のとおり措置済み。
36	下水道総務課	144	指摘	西浦下水処理場（管理棟）の取得価額は、船橋市下水道事業財務規則第66条の定めに準拠していない。少なくともアスベスト除去費用178,476千円は取得価額ではなく、固定資産除去費等の勘定科目で処理すべきであった。また、解体工事費合計375,936千円については、上記の観点から事実認定を行い、管理棟の取得価額とすべきか、固定資産除却費とすべきかを決定し、アスベスト除去費用と共に過年度損益修正損による調整処理を行わなければならない。	固定資産の取得価額は、建設改良工事に要した直接及び間接の費用であり、本市の会計処理については、上下水道事業に知見のある公認会計士より、「新施設の建設に伴い、旧施設の撤去が必要である場合、新施設を設置するための撤去であり、撤去費も新施設の工事費に計上し、取得価額に含む」との見解をいただいていることから、解体工事についても取得価額に含むと判断している。また、アスベスト除去は、解体工事の実施に必要な経費であり、解体工事と同じく、新施設を設置するために必要であるため、解体工事を併せて取得価額に含むことが適切と判断している。 また、公営企業として世代間の負担の公平性を図るため、各工事費は取得価額に含めて、減価償却を行うことが適当と判断している。	左記のとおり措置済み。
37	下水道総務課	144	意見	重要な会計処理については、判断の適時性、処理の妥当性が客観的に確認できるようにするために、口頭による説明だけではなく、当時の根拠資料と判断結果を正確に記録して保存して頂きたい。 また、下水道設備の解体費用の会計処理については、上記の観点による判断をルール化し、今後、同様の取引が生じた際には適切な会計処理を行って頂きたい。	資産登録についての判断根拠資料を記録として保存することとしている。	左記のとおり措置済み。
38	下水道総務課	146	指摘	船橋市下水道事業財務規則には固定資産台帳の登録を定めた規定はないため、台帳上で事実と異なる取得原因を登録した事は明確な違反行為ではないが、不正確な取得原因を登録してはならず、事実に即して消化設備の取得原因の「建設」を「交換」に修正しなければならない。 そのためには、まず財務会計システムの仕様を見直し、固定資産台帳の登録区分で「交換」を選択できるようにしなければならない。	固定資産台帳にて、交換にて取得した旨が確認できるよう、取得原因を「その他」とし、備考欄に「交換にて取得」した旨を登録し、適切に管理を行う。	左記のとおり措置済み。
39	下水道総務課	147	指摘	船橋市下水道事業財務規則には固定資産台帳の登録を定めた規定はないが、台帳上の項目を適切に登録する事は、固定資産管理上、当然求められるものである。従って、当該土地については、構造欄、形状欄、処理区欄に正確な情報を登録し、数量欄も面積で登録しなければならない。 またこのような登録漏れ、登録誤りをしないように登録担当者を指導するとともに、決裁時に登録内容の正確性の確認を徹底しなければならない。	当該資産について、固定資産台帳を修正し、必要な項目の登録を行った。 なお、正確な登録を行えるよう、令和4年度に固定資産登録マニュアルを整備している。	左記のとおり措置済み。
40	下水道総務課	150	指摘	固定資産の減損会計の検討にあたって、西浦下水処理場の旧脱硫施設につき、減損会計適用指針（企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（企業会計基準委員会））第8項、第13項及び第85項の検討結果を残し、その結果に基づき「減損損失の認識」、「減損損失の測定」を実施しなければならない。当該施設は減損の兆候があると判断され、減損損失を計上する可能性が高いと考える。なお、本監査では資産番号3711のみを対象として特定したが、この他に脱硫用設備として機械装置等がある場合はそれらも遊休資産に該当すると考えられるため、まず遊休状態となっている全資産を特定しなければならない。また、これらの遊休資産は減損の兆候があると判断されることから、地方公営企業法施行規則第41条による減損損失に関する注記を、決算書の財務諸表に対する注記に記載する必要がある。 また、遊休資産は固定資産の状況の定期的な調査結果等により把握できるものであるため、固定資産の減損会計を正確に適用するために、定期的な調査を行う体制を適切に整備していかなければならい。	公営企業の会計の手引きにおいて、遊休資産については「重要なものについては、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うことが適当である。重要性の乏しいものは、これまでの使用状況に鑑みて、固定資産グループに含めて取り扱うことができると考えられる。」と記載されている。 当該資産は、遊休資産と判断した場合においても、処理場施設における施設の重要性及び金額規模の観点から重要性が乏しいと判断したため、他の施設と同様に会計全体の固定資産グループに含めて取り扱うものと考えている。 なお、遊休資産の有無については、毎年度決算時に確認することとした。	左記のとおり措置済み。
41	下水道総務課	152	指摘	上記の交換取引（市の所有する消化ガス全量独占買取・利活用権と、事業者が西浦下水処理場に設置した消化設備を等価で交換）に関する会計処理は、資産同士の等価交換として行う会計処理ではなく、少なくとも前受収益という勘定科目の定義に合致しない取引について使用している事から会計理論的に誤っており、適切に修正されなければならない。その方法及び処理については専門家の見解を踏まえて実施する必要がある。	令和7年度決算にて、計上している前受収益及び令和6年度以前の収益化額について修正する処理を行った。	左記のとおり措置済み。
42	下水道総務課	153	意見	非通例的かつ重要な契約等により行われる取引や一般的な会計理論、会計処理等について助言、指導する専門家が存在しないために、重大な誤りを見過ごしてしまう状況は、下水道事業の会計事務、決算事務等の有効性にも影響を与える問題である。 今後は、地方公営企業会計に精通し、会計実務に長けた専門家による助言、指導を受け、適切な会計処理と決算業務ができるように改善を図っていただきたい。	非定型的な会計処理については、他市事例等の収集や専門家の指導等の必要性を判断し、適切な会計処理を行うこととしている。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
43	下水道総務課	156	意見	貸倒引当金は、債権の将来の不納欠損による損失に備えるために計上するものであり、貸倒実績率の算定基礎としては各年度の新規調定額ではなく3月末時点の債権残高を用いるのが望ましい。企業会計への移行から既に7年度経過しており、現状の算定方法における9年度分の算定期間が成立する令和8年度からは債権残高を基礎として貸倒実績率を算定して貸倒引当金を計上して頂きたい。 また、水洗便所化改造工事資金貸付金に対する貸倒引当金も、少額と予想されるものの理論上は算定すべきなので、今後は算定資料を整備して適切に計上して頂きたい。	令和7年度決算にて、令和3年度以降の上下水道徴収一元化後の未収金の額に基づき、貸倒引当金の算定方法を見直し、適切な引当金残高に修正する処理を行った。	左記のとおり措置済み。
44	下水道総務課	159	意見	下水道使用料の収益認識基準は法令等で明確な定めがないため、問答で「やむを得ないもの」として許容されている実務的処理が行われているが、そもそも企業会計の収益認識に調定日基準というものは無く、本来は検針日基準によって収益を認識すべきであると考える。 そのような解釈は、地方公営企業法施行令第10条第1号但し書き等からも読み取れる。つまり、同但し書きでは、調定日の属する年度に収益を認識する実務を認める一方で、明らかに収益が実現したものとみられる時点と調定を行った時点が異なり収益の帰属年度が違ってしまう場合には、収益発生の原因である事実の存した期間において実現したものとして、その年度の収益に計上することが求められているのである。 実務上は、調定日基準で認識する方法を継続する一方で、年度の決算作業時に、翌年度の4月1日に調定された下水道使用料を決算整理仕訳によって当年度の収益として取り込む処理をすれば理論的には検針日基準による収益認識をした決算書に置き換わると考えられる。調定手続の見直しや大規模なシステム改修を要するものではないことから、より正確な期間損益計算を表す損益計算書を作成するために、このような実務的対応を検討して頂きたい。	地方公営企業法逐条解説において「収益の年度所属区分については、令第10条に規定されているが、同条第一号にいう「調査決定した日」とは、検針の日でも、また納額告知書を発行した日でもなく、当該企業の内部において検針等の調査に基づき料金額を具体的に決定した日（伝票等により管理者の決裁を得た日）である。」とされていることから、現行の処理方法は適切と考えている。	左記のとおり措置済み。
45	下水道総務課	161	意見	本監査では総務省から回答の趣旨を確認できなかったが、下水道総務課がQ&A集の回答に従い、未請求の受益者負担金の収益を認識せず債権である未収金9,594千円を貸借対照表に計上していないことから、このような処理はやむを得ないと考える。 しかし、下水道使用料の未収入金や水洗便所化改造工事資金貸付金は、債権の回収可能性とは関係なく貸借対照表に計上されており、受益者負担金のみ別の会計処理を行う合理的な理由はないことから、会計理論の一貫性を保つために受益者負担金についても未請求分を含む収益及び未収入金の計上を要望する。なお、未収入金の回収可能性については別途、貸倒引当金の計上により検討して頂きたい。	総務省より示されている会計業務に関するQ＆Aにより「請求書発行時に未収金として計上すべき」とされていることから、現行の処理方法は適切と考えている。	左記のとおり措置済み。
46	下水道総務課	162	意見	消化ガスを利用した発電事業については、事業者に対し土地を主たる使用許可資産とした、実質的に解約不能のオペレーティング･リース取引を契約していると考えられる。しかし、市はこのような認識が無く、決算においてこの発電事業についてリース取引の観点に基づく検討資料を作成していない。 契約内容等を踏まえると、西浦下水処理場と高瀬下水処理場の発電事業に係る不動産等使用許可は、解約不能のオペレーティング･リース取引に該当する蓋然性が高く、決算書類の財務諸表に対する注記にその未経過リース料を注記する必要があったと推定される。 繰り返しになるが、リース取引とは、一般的なリース契約だけでなく不動産賃貸借契約も含まれ、かつ借手側･貸手側両方の立場での取引が対象となる。特に行政財産を使用許可した資産等については、この発電事業だけでなく貸手側のオペレーティング･リース取引に該当する契約が存在している可能性があるので、検討対象を網羅的に把握したうえでリース会計基準に準拠した会計処理等を実施して頂きたい。	当該土地については、行政財産使用許可を行っており、賃貸借契約ではないため、解約不能のオペレーティング･リース取引に該当せず、注記を行う必要はないと判断している。	左記のとおり措置済み。
47	下水道総務課	164	意見	地方公営企業法施行規則に規定する重要な後発事象に関する注記について、令和6年度については下水道総務課の回答に依拠し、該当事項は無いと解釈するが、今後は該当事項の有無と重要か否かの判断過程及び結果が客観的に確認できるように、根拠資料を作成し説明ができるようにしていただきたい。	令和7年度決算より、重要な後発事象の該当の有無を確認し、記録を行うこととしている。	左記のとおり措置済み。
48	下水道河川計画課	169	意見	下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、地方公共団体が事業の全ての役割を担っていくことには限界が生じ始めている。この認識に異論はないはずであるが、それを補完するために民間事業者へ安易に業務依存する事は事業のリスクを伴う可能性があるため、避けなければならない。 市が経営環境の厳しさを踏まえ、導入可能性調査において経済性、効率性、有効性について検討している点は下水道事業の事業継続性の観点から評価できる。今後もウォーターPPPの導入を先行検討している柏市などの先進事例を参考にして導入に係る業務を進めて頂きたい。	他自治体ごとの取り巻く環境が異なることから、検討状況を見極めながら、業務を進めている。	左記のとおり措置済み。
49	下水道河川計画課	171	指摘	時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることから、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。	時間外勤務予定者は、勤務時間中に勤怠管理システムにて時間外勤務に関する申請･命令の処理を確認してから時間外勤務を行う。 所属長は終業時間に時間外勤務予定者の有無を確認し、未申請者については速やかに勤怠管理システムにて事務処理を行う。	左記のとおり措置済み。
50	下水道河川計画課	171	指摘	「超過勤務適正管理基準」の規程2によれば「指針第6第1項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。」とされているところ、実績入力がまとめてなされた場合、時間外勤務の累積時間が45時間を超えそうかどうかを月中において任命権者が判断できない場合が生じる。このため時間外勤務の実績入力は従事日発生の都度、なされるべきである。	各係にて累積時間を確認しており、超過の恐れがある場合はあらかじめ別紙様式1を提出できる体制にしている。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
51	下水道河川計画課	172	意見	特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、各職員の時間外勤務の状況は適示に把握されなければならない。超過勤務適正管理基準による超過時間管理は、職員の業務負荷や担当の偏りを把握するうえで重要な事務であり、その結果を踏まえて業務内容の精査又は担当の見直しを行い事務の効率化を図っていただきたい。	時間外勤務状況を注視しながら、必要に応じ業務プロセスを確認し、業務配分等の調整を行っている。	左記のとおり措置済み。
52	下水道河川整備課	177	意見	地下埋設物への掘進機の衝突による事故はこれまで数回発生しており、今後、新たに発生する可能性もある。このような事故が発生すると、工事の工期が延長し、事業計画の進捗に影響が出るだけでなく、予定していない撤去工事費用や訴訟費用等の追加的なコストが発生するとともに、それらの事務に追われることによって下水道河川整備課の本来の業務の不効率も生じる可能性がある。従って、同様の事故が発生しないように十分な再発防止策を実行する必要がある。 今後、工事施工通知に基づき入手した仮設物の資料は必ず分析過程と結果を記録・保存し、施工に活用して工事を行う必要があると考える。また仮設物があっても資料が残っていない場合や、仮設物が残置されているかどうかも分からない場合、属人的な対応を行わないために、市として対応マニュアル等を整備し、適切に運用していく必要があると考える。 また、このような対策を施してもなお、将来、事故が再発しないという保証はないため、事故発生時の損害を最小限に抑えるために、少なくとも市側が過失認定されるような不備を起こさないように適切な対策を取る必要があると考える。そのために、今後、訴訟の判決が確定した際に、過失認定を受けた市側の不備を特定するとともに、適切な再発防止策を考案し実行して頂きたい。	今後、訴訟における判決が確定した後に、過失認定を受けた市側の不備を特定するとともに、再発防止策の検討を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
53	下水道河川整備課	180	意見	以下の理由により、基本的な契約単位について、合理的な基準を定め、文書化して明示することが望ましい。 1. 公平性・透明性の確保 発注者の裁量で恣意的に分割したように見えると、特定業者の受注を容易にしたのではないかと疑念を持たれやすい。また「分割の方針」「単位の考え方」を示しておけば、入札参加者への説明責任を果たすことが可能となる。 2. 経済性・効率性の確保 大規模一括発注にすると中小企業が参入できず競争性が下がる可能性があるが、一方で契約単位を細分化せず、可能な範囲で1つの契約単位に集約することで予定価格・契約額の総額が下がり経済性が高まると考えられる。 また、契約単位を細分化すると契約事務の作業量や管理コストが増え、全体調整が複雑になる等、事務の効率性が低下する恐れがある。 これらの観点を踏まえて、バランスの取れた合理的な基準を定めることが、契約事務の経済性・効率性向上にとって有用である。 また、契約単位の決定基準としては以下のようなものが考えられるので参考にしていただきたい。 1.工種別分割 専門工事業者の参入を可能とし、競争性を高めるため、土木、建築、電気、設備等の主要工種ごとに区分する。 2.エリア別分割 地域業者の活用を図り、施工効率を高めるため、工事対象区域が広範囲に及ぶ場合、地域・路線・区画等に区分する。 3.金額規模による分割 入札参加資格区分や予算執行の適正性を踏まえ、契約金額が過大にならないよう調整する。ただし、過度の細分化は管理負担が増大するため避ける。	現時点においても、契約単位については、金額、地域、適正工期、工事間調整等多岐にわたる工事特性を総合的に考慮して決定している。多数の観点から総合的に判断するため、「契約単位（発注規模）の文書化された具体的・客観的な基準」の設定は困難であると考えているが、その他必要な事由を鑑みて、今後においても適正な執行に努めていく。	左記のとおり措置済み。
54	下水道河川整備課	182	意見	下水道河川整備課は、公共下水道の設計や工事管理といった下水道事業の根幹となる事務を所管する課であることから、人材育成及び技術承継は非常に重要な課題である。 上表のとおり、30歳以上40歳未満の職員数の減少は顕著であり、将来同課を支える人材の不足が懸念される。また、同課を支えてきた55歳以上の熟練技術者が今後退職した際に、後任の職員に技術が十分に承継されない可能性もある。 既に具体的方策を実行している状況にはあるが、引き続き、この人材育成と技術承継が重要な課題であるという認識を持ち、効果的な方策の実行を継続して頂きたい。	毎年度、日本下水道事業団の研修へ職員を参加させている（2名程度）。今後も人材育成及び技術承継についての取組を継続していく。	左記のとおり措置済み。
55	下水道施設課	190	意見	地方公営企業会計において、資産除去債務に関する会計処理は明確となっていない。そのため、令和6年度下水道会計決算書自体に明確な誤りがある訳ではないが、今後、アスベスト、土壌汚染、PCBに関して除去費用等の発生が顕在化してきた場合には、それら費用の支払確定時点で負債及び費用を認識するのではなく、資産除去債務に代わる代替的な会計上の対応により、早めに負債及び費用を計上する必要があると考える。 具体的には、引当金による対応が考えられる。引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に計上されるものであり、費用が確定する前の段階で将来の費用又は損失を決算に反映する会計手法である。引当金は上記の4つの要件を充足した場合、必ず計上しなければならないものであり、今後、土壌汚染、PCBに関して除去費用等の発生が顕在化してきた際にはそれら費用を合理的に見積り、適切な名称を付した引当金として計上して頂きたい。	これまで、アスベスト、土壌汚染、PCBの除去費用等に関して、金額を合理的に見積もることができた時点で次年度に予算計上しており、物価や労務単価の上昇等を勘案すると引当金による合理的な費用の計上が困難であることから、現行の方法を継続することとした。	左記のとおり措置済み。
56	下水道施設課	192	意見	西浦発電事業契約書（西浦下水処理場消化ガス発電事業 事業契約書）の定めに従い、事業者の計算書類等と公認会計士の監査報告書を入手している事から、下水道施設課としては適切に事務を行っているが、計算書類等と監査報告書の内容については客観的に見て疑義が生じる点があることから、単に関係書類を受領するだけでなく上記の観点から内容の確認をして頂きたい。特に、事業者の計算書類等の信憑性は消化ガス発電事業の継続性にも影響を与えかねない問題である事から、慎重な確認を要望する。	契約書に基づき事業者より関係書類を受領する際は、半年毎に実施している発電事業報告会において、対面で内容確認を実施することとした。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
57	下水道施設課	193	意見	高瀬下水処理場の消化ガス発電事業においても、契約書に基づいて事業者の財務書類の提出を求めるべきであると考える。西浦下水処理場の事業者の計算書類等や監査報告書には客観的に見て疑義が生じる点が確認されていることから、高瀬下水処理場の事業者についても事業者の同書類を入手して信憑性を確認する意義はあると考える。	契約書上問題なく、これまで業務も滞りなく遂行されているため、現行の方法を継続し、必要に応じて財務書類の提出を求めていくこととした。	左記のとおり措置済み。
58	下水道施設課	194	意見	下水道施設課は下水処理施設に対するセキュリティの重要性を理解していると考えるが、セキュリティ対策をより強化するために、施設の施錠等の他に下水処理場及びポンプ場に防犯カメラを設置し、不審者の侵入や盗難等を未然に防止する体制を構築して頂きたい。	監視カメラに代り、パトロールの強化を実施することで、セキュリティ対策の強化を行うこととした。	左記のとおり措置済み。
59	下水道施設課	196	指摘	下水道施設課は、この脱硫施設について船橋市下水道事業財務規則第77条に従い、固定資産の用途廃止を判断しなければならない。なお、緊急時のバックアップ施設としての使用を理由に廃止しない場合は、その判断を疎明する資料を整備し決裁を受けるとともに、再使用に必要なメンテナンス等を実施する必要がある。 なお、この脱硫施設に限らず、固定資産は定期的に現物の使用状態を調査し、第77条により用途廃止すべきと判断された固定資産は速やかに廃止しなければならない。	緊急時のバックアップ施設として再使用する可能性があるため、必要なメンテナンスを実施し、用途廃止は行わないこととした。しかしながら、今後は設備の劣化状況により柔軟に対応していく必要があることから、現時点で決裁による決定は行わないこととした。	左記のとおり措置済み。
60	下水道施設課	198	指摘	アジ化ナトリウム及び硫酸は毒物、劇物等の危険物質であり、盗難、紛失、不正使用を防止するために厳格に管理されなければならない。そのためには今後も施錠できる保管庫での厳重な現物管理を継続することと同時に、船橋市下水道事業財務規則第64条第1項及び第2項第2号による、化学物質等使用管理簿による適切な受払管理、管理者のチェックを徹底する必要がある。 現状では、化学物質等使用管理簿による管理方法は整備されているものの、使用者や管理者の記載漏れ及び押印漏れがあり、内部統制の運用状況に問題がある。今後は現物の動きに合わせて受け払いを正確に記録し、記載漏れ、押印漏れが無いように事務を徹底しなければならない。 なお、容器単位で出庫し検査現場で保管している薬品についても、日々の数量管理を正確に行う必要がある。	薬品の帳簿を担当職員が確認した後、毎月課内で供覧を行い、係長及び管理職がチェックを行うこととした。 また、容器単位で出庫し検査現場で保管している薬品については、専用の計量器を購入し、日々の数量管理を正確に行うこととした。	左記のとおり措置済み。
61	下水道施設課	200	指摘	時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることからすれば、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。	時間外勤務予定者は、勤務時間中に勤怠管理システムにて時間外勤務に関する申請をし、所属長の命令処理を確認してから時間外勤務を行う。 所属長は終業時間に時間外勤務予定者の有無を確認し、未申請者については速やかに勤怠管理システムにて事務処理を行う。	左記のとおり措置済み。
62	下水道施設課	201	指摘	「超過勤務適正管理基準」の規程2によれば「指針第6第1項に規定する時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）により、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとし、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。」とされているところ、実績入力がまとめてなされた場合、時間外勤務の累積時間が45時間を超えそうかどうかを、月中において任命権者が判断できない場合が生じる。このため時間外勤務の実績入力は、従事日発生の都度、なされるべきである。	所属長より各職員に対し、勤怠管理システムによる時間外勤務の実績入力を従事日発生の都度行うよう周知し、所属長及び庶務担当職員は勤怠管理システムにて各職員の出退勤状況の確認を適宜行い、時間外勤務の実績入力漏れがないか確認している。	左記のとおり措置済み。
63	下水道施設課	201	意見	特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、各職員の時間外勤務の状況は適示に把握されなければならない。超過勤務適正管理基準による超過時間管理は、職員の業務負荷や担当の偏りを把握するうえで重要な事務であり、その結果を踏まえて業務内容の精査又は担当の見直しを行い事務の効率化を図っていただきたい。	時間外勤務状況を注視しながら、必要に応じ業務プロセスを確認し、業務配分等の調整を行っている。	左記のとおり措置済み。
64	下水道施設課	202	指摘	所属長が1月につき45時間を超えて、また1の年度に360時間を超えて超過勤務を命ずる場合、あらかじめ人事を所管する部長の承認を得ることとしているのは、職員の健康及び福祉に配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮するためであるから、所属長は超過勤務時間が1月45時間、年間360時間を超えそうかを適時に把握し、必要性を十分検討したうえ、あらかじめ人事を所管する部長の承認を得て、必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。	「別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）」の提出の必要性を課内で周知し、勤怠管理システムの仮処理時に合わせて提出の要否を確認することとした。担当職員の健康、当該業務の必要性等を考慮のうえ、月45時間、年間360時間を超えて超過勤務を命ずる場合には、「別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）」を人事主管部長に事前申請している。	左記のとおり措置済み。
65	下水道施設課	203	意見	特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、1月の時間外勤務が45時間を超過する職員については、業務負荷や担当の偏りがないか、業務内容が適切であるかという点を確認し適切に対応することで事務の効率化を図っていただきたい。	時間外勤務状況を注視しながら、必要に応じ業務プロセスを確認し、業務配分等の調整を行っている。	左記のとおり措置済み。
66	下水道河川管理課	208	意見	本調査業務（公共下水道管路不明水調査委託業務（実施地区：船橋市大穴北地区））は、対象地区内の現地を訪問して公共桝に計測器を設置し温度調査評価を報告するものである。業務の性質上、所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査ができない場合も想定されることから、そのような場合に調査をどのように行うか、またどのように取り扱い報告するか、という点を明確にしなければ、成果物の検査が適切に実施できない可能性がある。 従って、本業務のより適切な遂行と検査が可能となるように、仕様書において、所有者が不在である場合や計測器の設置を拒否されたために調査ができない場合の取扱いについて明確な定めを設け、受注者と認識を共有して頂きたい。	令和8年度発注予定の調査委託より、調査不能の際の取り扱いについて、仕様書に明記を行う。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
67	下水道河川管理課	208	意見	過去3年度の不明水調査における未評価件数は多く、対象地区の不明水調査はまだ完了していない状況にある。本業務が不明水の削減を図るために実施している事を再認識し、未評価先をいつどのように再調査するのか、という点について早急に方針を決定し対応して頂きたい。	通常の手続きでは調査できなかった家屋が未評価先となるため、再調査には多大な手間と時間を費やすことになり、費用対効果は低い。今後、有効な調査手法があれば再調査を検討していく。	左記のとおり措置済み。
68	下水道河川管理課	209	意見	本調査（公共下水道管路不明水調査委託業務（実施地区：船橋市大穴北地区））だけでも多くの誤接続の疑いが確認されており、その割合も年々増加している。そのような結果を踏まえると、千葉県の要請による調査だけでなく、不明水対策のために市として自主的に調査エリアを検討し、調査を実施していくべきだと考える。	不明水対策については、費用対効果の観点から優先順位をつけ、範囲を検討したうえで行っており、現行では印旛処理区に対して対策を実施している。今後も対象範囲などを精査したうえで、対応を行う。	左記のとおり措置済み。
69	下水道河川管理課	213	指摘	地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の施行により、市内に鉄道を敷設し事業を行っている鉄道会社の敷地内にある法定外公共物は市に所有権が譲与されたことから、これらの公有財産について船橋市公有財産規則第6条から第8条までの規定による必要な事務を速やかに実施しなければならない。	全ての権原の整理には多大な測量費用及び時間が必要となるため困難である。費用対効果の観点から優先順位を付け、相手方との協議を行っていく。	左記のとおり措置済み。
70	下水道河川管理課	214	指摘	下水道財産を占用していながら船橋市公有財産規則第21条から第23条までの手続及び書類が存在しない鉄道会社については、同規則の手続が未了の状態にあるため、速やかに同規則に基づく手続を実施しなければならない。 なお、地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）施行により譲与された法定外公共物に鉄道施設が既に占用している物件は、第21条以降の手続を実施すると、行政財産に使用を許可していない施設、つまり不法占用物に使用を許可してしまうという問題がある。 下水道河川管理課は、この問題への対応として船橋市公有財産規則第31条による行政財産の貸付けという位置付けで手続を進める方法を検討している。今後、第31条により手続を実施する事となった場合は、既に第21条以降の規定に沿い手続を完了している東京地下鉄株式会社について、手続上の平仄を合わせる必要があるため、同社についても改めて第31条による手続を実施して頂きたい。	監査時点と同じ。	公有財産規則第31条による行政財産の貸付けについて検討をしていく。
71	下水道河川管理課	214	指摘	下水道施設が鉄道用地を占用していながら、鉄道会社に許可申請をせず使用料も払っていない状態は不当であり、速やかに許可申請し使用料等の協議をしなければならない。 なお、下水道河川管理課としては、まず権原の整理について協議する必要があると考えていることから、整理後になお占用している下水道施設について、許可申請及び使用料の協議を行う必要がある。	地方分権一括法の施行により法定外公共物の譲与を受けたものであり、従前の施設管理者である千葉県と同様の事務処理を行っている。	左記のとおり措置済み。
72	下水道河川管理課	214	指摘	法定外公共物に係る下水道施設の管理は、従前管理者である千葉県が市に対して適切に事務引継を行わなかった事が問題であると下水道河川管理課は認識している。この点は理解できるが、法定外公共物を譲与された以上、担当所管課としては重要な課題として適時適切な対処を行わなければならない。 特に本件（譲与資産の目的外使用申請と減免状況）については、所管課として情報や課題の共有が十分ではなかった事が問題であると考える。鉄道会社との協議等は所管課又は下水道部のレベルで対応すべき問題であるとの認識の下で迅速かつ適切な対処をして頂きたい。	法定外公共物の譲与に係る対応については、千葉県からの引継資料が不足していた中で、可能な限りの対応は行っており、今後も現行の協議による相互利用を継続し、必要に応じて権限の整理を行う。	左記のとおり措置済み。
73	下水道総務課	216	指摘	③（譲与資産の目的外使用申請と減免状況について（指摘））に記載の譲与された下水道施設に限らず、固定資産台帳登録が漏れ簿外資産となっているものがないかどうかを確認するため、下水道台帳上の「設置工事名」欄が空白となっている施設等を全て抽出し、固定資産台帳登録が漏れているものが確認された場合は、現物を確認のうえ、速やかに台帳登録をしなければならない。	設置工事名が空白となっている施設については、受贈資産として固定資産台帳に登録されていることを確認した。	左記のとおり措置済み。
74	下水道河川管理課	217	意見	以下の理由により、基本的な契約単位について、合理的な基準を定め、文書化して明示することが望ましい。 1. 公平性・透明性の確保 発注者の裁量で恣意的に分割したように見えると、特定業者の受注を容易にしたのではないかと疑念を持たれやすい。また「分割の方針」「単位の考え方」を示しておけば、入札参加者への説明責任を果たすことが可能となる。 2. 経済性・効率性の確保 大規模一括発注にすると中小企業が参入できず競争性が下がる可能性があるが、一方で契約単位を細分化せず、可能な範囲で1つの契約単位に集約することで予定価格・契約額の総額が下がり経済性が高まると考えられる。 また、契約単位を細分化すると契約事務の作業量や管理コストが増え、全体調整が複雑になる等、事務の効率性が低下する恐れがある。 これらの観点を踏まえて、バランスの取れた合理的な基準を定めることが、契約事務の経済性・効率性向上にとって有用である。	現在、契約単位については、金額、地域、適正工期、工事間調整等多岐にわたる工事特性を総合的に考慮して決定している。そのため、「契約単位（発注規模）の文書化された具体的・客観的な基準」の設定は困難であると考える。現時点においても、意見にある工種別分割、エリア別分割、金額規模、その他必要な事由を考慮して契約単価を決定している。今後においても適正な執行に努めていく。	左記のとおり措置済み。
75	下水道河川管理課	220	意見	随意契約を締結する場合、船橋市契約規則第28条第2項に該当しない限り、契約締結に当たって見積書を徴取しなければならないが、その際には見積額の妥当性及び適切性を検証するために内訳金額が記載された見積書の提出を求めることが望ましい。そして、提出された見積書の内訳金額の内容を検討したうえで、見積金額での随意契約締結の可否を決定して頂きたい。	各契約については既に施工されている工事に関連する業務で、当該一社のみを契約の相手方となり得ることを前提としている。 金額の妥当性及び適正性については本体工事と同じ官積算により予定価格を算出しており、見積総額が設計に基づく予定価格の範囲内であることを確認することにより妥当かつ適正と判断していることから、内訳を求めていない。このため現行の方法を継続することとした。	左記のとおり措置済み。

年度管理番号	対象所属	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 （令和8年7月1日現在）	今後の方針 （令和8年7月1日現在）
76	下水道河川管理課	220	意見	入札手続が公告等に定められた方法により適切に行われたか否かは、入札手続の適法性及び信頼性を担保するために重要な事項である。船橋市契約規則第19条においても、「入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、理由を明らかにして当該入札が無効である旨を知らせなければならない。」と規定され、当該無効についても無効理由を入札者に口頭で伝達しており規定に準拠していると考えるが、手続終了後にも無効理由と伝達の事実を客観的に確認できるように、それらを入札調書等に記載することが望ましい。	船橋市契約規則第19条に準拠していることから、無効理由の記録までは行わず現行の方法を継続することとした。	左記のとおり措置済み。
77	下水道河川管理課	222	指摘	時間外勤務については、任命権者が事前命令するものであることから、時間外勤務の申請及びこれに対する命令は、時間外勤務に従事する前に行われなければならない。 本件については、事前に所属長に口頭で説明し了承を得ていたという説明がされたが、口頭では了承を得たかどうか事後的に確認できないので、やむを得ない場合を除き、必ず勤怠システム上で命令すべきである。	時間外勤務予定者は、勤務時間中に勤怠管理システムにて時間外勤務に関する申請・命令の処理を確認してから時間外勤務を行う。 所属長は終業時間に時間外勤務予定者の有無を確認し、未申請者については速やかに勤怠管理システムにて事務処理を行う。	左記のとおり措置済み。
78	下水道河川管理課	223	指摘	所属長が1月につき45時間を超えて超過勤務を命ずる場合、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得ることとされているのは、職員の健康及び福祉に配慮し、当該業務の臨時又は緊急の必要性を十分に考慮するためであるから、所属長は超過勤務時間が1月45時間を超えそうか把握し、必要性を十分検討したうえ、あらかじめ人事を主管する部長の承認を得て、必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。	「別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）」の提出の必要性を課内で周知し、勤怠管理システムの仮処理時に合わせて提出の要否を確認することとした。担当職員の健康、当該業務の必要性等を考慮のうえ、月45時間、年間360時間を超えて超過勤務を命ずる場合には、「別紙様式1（超過勤務時間延長承認の申請について）」を人事主管部長に事前申請している。	左記のとおり措置済み。
79	下水道河川管理課	223	意見	特定の職員に業務が偏ることで業務遂行に支障や遅延が生じてしまう可能性がある事から、1月の時間外勤務が45時間を超過する職員については、業務負荷や担当の偏りがないか、業務内容が適切であるかという点を確認し適切に対応することで事務の効率化を図っていただきたい。	時間外勤務状況を注視しながら、必要に応じ業務プロセスを確認し、業務配分等の調整を行っている。	左記のとおり措置済み。
80	債権管理課	229	意見	移管債権の滞納整理を正確、効果的かつ公平に行うために、上記の問題点（ⅰ）分納不履行者への催告後、「納付なし」の具体的な期間が明確となっていないため、再折衝が適時に行われていない。ⅱ）「折衝できず」という状態の具体的な期間が明確となっていないため、本人に連絡しても反応が無く折衝が途絶えた状態が相当期間あっても「折衝できず」とならず、滞納処分や臨戸に進まない。ⅲ）本人との面談や財産調査により早い段階から苦しい収入状況や差押できる財産がほぼない事が把握できているが、僅かながら収入が見込まれ本人の納付拒否も無い限りは徴収を継続し、事務フロー図の「生活困窮」による執行停止に至らない。）につき、次のような改善を図っていただきたい。 ⅰについては、「納付なし」の具体的な期間を定め、期間を超過した債務者に対し再折衝が速やかに行われているかをチェックする体制を構築する。 ⅱについては、本人との折衝途絶後、一定日数以内に再折衝できない場合を事務フロー図上の「折衝できず」と定義し、速やかに事務を進める。 ⅲについては、執行停止が地方税法第15条の7第1項第1項によるものであることから、債務者本人の将来の収入見込みや納付意思を勘案するだけでなく、同項第1号の「滞納処分をすることができる財産がないとき」及び第2号の「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」について具体的な基準を設け、債務者がその基準に該当するか否かにより、執行停止を行えるようにする。	ⅰ　分納不履行については、滞納整理システムから抽出される分納不履行リストにより、確認が可能となっており、滞納案件の態様に応じて、各種催告を実施している。また、本来納付管理は債務者が行うべきものであるため、納付困難時は債務者側から連絡をするよう指導している。なお、滞納処分可能な財産が見つかっている場合等は、再折衝をせず滞納処分を行うこともあるため、必ずしも再折衝が必要とは考えていない。 ⅱ　徴収担当職員については、滞納金額の多寡や確認した滞納者の財産の価値や性質、時効までの期間等を鑑み総合的に勘案し、各案件について優先順位をつけた上で滞納整理業務を行っており、案件毎の個別事情等も影響が大きい場合もあることから一定日数を決めることは困難と考えている。 ⅲ　執行停止の具体的な基準については、地方税法総則逐条解説を基に行っており、さらに具体的な基準を設ける必要はないと考えている。	左記のとおり措置済み。
81	債権管理課	230	意見	下水道総務課には、強制徴収公債権である下水道使用料と下水道受益者負担金、私債権として水洗便所化改造工事資金貸付金があり、同課は滞納債権の徴収プロセスが異なる債権を管理しなければならない状況にある。更に下水道使用料は、千葉県との徴収一元化により千葉県側に債権管理権限があり、更に滞納債権の徴収事務が複雑になっている。 このような状況にある債権管理事務を、下水道総務課が単独で適切に遂行していくことは非常に難しく、債権管理課による指導、支援や検証が必要になると考える。特に千葉県との徴収一元化による債権管理は、私債権である上水道料金と強制徴収公債権である下水道使用料の一括徴収を行っていることから、私債権である上水道料金の滞納債権管理に合わせて事務が行われ、強制徴収公債権と相違する事務が行われる可能性がある。本監査では、千葉県の徴収事務を監査する事はできないため、その実態を解明する事はできなかったが、是非、債権管理課が中心となって船橋市債権管理条例等との整合性を確認して問題点がないかを検討して頂きたい。	千葉県での下水道使用料の徴収事務については、債権管理課が管理指導できる立場にない。 市として千葉県側に徴収権限がある下水道使用料の滞納についても滞納処分による徴収が進められるよう、徴収事務委託協定書第7条第2項により市側から千葉県側へ徴収を申し出ることでの移管を始めている。	左記のとおり措置済み。